

『永遠平和のために —— 哲学的な草案』(1795年)

使用テキスト：中山元訳 光文社古典新訳文庫

はじめに

- ・今日の意義／戦争に対する原理的な批判／なぜ戦争をしてはならないのか／草案

第一章 国家間に永遠の平和をもたらすための六項目の予備条項

※予備条項：永遠平和を実現するために必要な条件／※確定条項：そのための具体的な提案

(1) 将来の戦争の原因を含む平和条約は、そもそも平和条約とみなしてはならない

- ・「平和条約」の意味

→たんなる停戦条約にすぎず、敵対的な状態を延長しただけ。平和とはすべての敵意をなくすことである。

(2) 独立して存続している国は、その大小を問わず、継承、交換、売却、贈与などの方法で、他の国家の所有とされてはならない(国家を物件にする事の禁止)

・国家とは、財産ではない。国家は人間が集まって結成したものであり、国家それ自体をのぞくだれも、国家に命令したり、これを自由に支配したりすることのできないものである。

(3) 常備軍はいずれは全廃すべき

- ・軍拡費用の負担を軽減するために先制攻撃がしかけられることから、常備軍は戦争の原因となる。

(4) 国家は対外的な紛争を理由に、国債を発行してはならない。

- ・国債を帳消しにするために権力者は戦争を選好する可能性が高い。

(5) いかなる国も他国の体制や統治に、暴力をもって干渉してはならない(内政干渉の禁止)。

- ・紛争中の国家に他国介入すると、他国に依存していない独立した国民の権利を侵害するところになる。

(6) いかなる国家も他の国との戦争において、将来の和平において相互の信頼を不可能にするような敵対行為をしてはならない(卑劣な敵対行為の禁止)。

- ・和平を締結することが不可能となり、相手の国を絶滅させる戦争に陥ってしまう。

- ・「懲罰戦争」の不可能性と「絶滅戦争」の回避。

・国家間では支配者と被支配者という上下の関係がない。スパイ行為が日常茶飯事となれば、平和状態を維持できなくなる。

第二章 国家間における永遠平和のための確定条項

・自然状態は永遠平和ではない。むしろ戦争状態であって、敵対行為の脅威がつねに存在する状態である。だから平和状態は新たに創出すべき。

・ある人が平和状態の保証を求めたのに、隣人がこの保証を与えない場合には、その隣人を敵として扱うことができる。

(注) 三つの合法的な体制＝①国民法(市民法)、②国際法(万民法)、③世界市民法

●永遠平和のための第一確定条項＝どの国の市民的な体制も、共和的なものであること。

共和的な体制の条件＝①自由であること（注）、②共同の法に従属すること、③平等であること

→これら権利は、生得的であり譲渡できない性質のものである。

（注）カントの外的な（法的な）自由と平等

・あらかじめみずから同意しておいた法則だけにしたいが、それ以外にはいかなる外的な法則にもしたくない権利があるときに外的な自由が存在する。

・国民が、同じ法に平等にしたいが、同じように拘束される可能性があるのでなければ、いかなる他者も法的に拘束できないときに、国民は平等なのである。

Ex. 世襲貴族

共和的な体制では戦争をする場合には、「戦争するかどうか」について、国民の同意をえる必要がある。なぜなら、戦争という割に合わない＜ばくち＞を始めることに慎重になるから。ところが共和的ではない体制では、戦争は世界の日常茶飯事の一つとなる。

●国家の形式を区別する方法（共和的な体制と民主的な体制の違い）

三つの支配の形式＝君主制（君主支配）、貴族制（貴族支配）、民主制（民衆支配）

二つの統治の形式＝共和政体（行政権〔統治権〕が立法権と分離されている国家原理）、専制政体（国家がみずから定めた法律を独断で執行する国家原理）

→憲法に基づいて国家がその絶対的な権力を行使する方法による区別。憲法とは、群集にすぎない人々の集まりから一つの国民を作りだす普遍的な意志の働きのことである。

- ・民主制は語の本来の意味で必然的に専制的な政体だ。
- ・国家権力にかかわる人格の数、すなわち支配者の数が少なければ少ないほど、そして支配者が代表する国民の数が多ければ多いほど、国家体制はそれだけ共和的な体制に近づく。
- ・法の概念に適った統治形式は、代議制だけである。共和的な統治形式が機能するのは、代議制においてだけであり、代議制なしではその国家体制がどのようなものでも、専制的で暴力的なものとなる。

●永遠平和のための第二確定条項＝国際法は、自由な国家の連合に基礎をおくべきこと

- ・「国際的な連合」と「国際的に統一された国際的な国家」（それは一つの矛盾）
- ・諸民族がそれぞれ異なった国家を構成しながらも、単一の国家にまとまっていない状態において、いかにして諸民族を支配すべき法が定められるか。
- ・「平和連盟」は和平条約とは異なるものである。
- ・「戦争する権利としての国際法」（まったく無意味）。戦争する権利は、個々の国家の自由を制約するための一般的に妥当する外的な法則にしたがって定められたものではなく、何が権利であるかを暴力によって、一方的な原則にしたがって決定しようとするものだ。
- ・たえず拡大しつづける持続的な連合という理念が必要であり、その連合が戦争を防ぎ、法を嫌う好戦的な傾向の流れを抑制させる。
- ・戦争によって民族それぞれの国の法・権利が確立することはない。

●永遠平和のための第三確定条項＝世界市民法は、普遍的な歓待の条件に制限されるべきこと

・歓待の権利は、世界の遠く離れた大陸がたがいに平和の関係を結び、やがてはこの関係が公的で法的なものとなる。

なり、人類はいずれはますます世界市民的な体制に近くなることが期待できるのである。

●第一追加条項＝永遠平和の保証について

- ・永遠平和を保証するのは、偉大な芸術家である自然、すなわち<諸物を巧みに創造する自然>である。
- ・民族の内部にひそむ敵対的な心情の矛盾を解決して、たがいに強制的な法に服させ、法が効力を発揮できるような平和な状態をもたらすためには、人間にこの自然のメカニズムをどのように利用させればよいのか。
- ・理性は、国家のうちで法律が支配する場を作り出すことを目的としており、みずから可能な範囲で国家が、国内の平和と国際的な平和を促進し、確立しようとするのである。
- ・宗教や言語の違いによってもたらされる平和状態とは、さまざまな力を競いあわせ、その均衡をとることによって生まれ、確保されるものである。
- ・宗教としては、すべての時代を通じて、すべての人間に妥当する唯一の宗教しかない。
- ・自然は、たがいの利己心を通じて、諸民族を結合させている。これが商業の精神である。諸国は道徳性という動機によらずとも、利己心によって高貴な平和を促進せざるをえなくなるのである。

●第二追加条項＝永遠平和のための秘密条項

- ・公の平和をもたらすことのできる条件について哲学者が示す原則を、忠告としてうけいれるべきである。
- ・国王が哲学者となったり、哲学者が王となったりするのは、期待すべきことでも、望ましいことでもない。

付録（一） 永遠平和の観点からみた道徳と政治の不一致について

【道徳と公法をめぐって】

- ・「実践の法学である政治」と、「理論的な法学である道徳」とのあいだの争いをいかに調停すべきか。
- ・道徳は無条件にしたがうべき命令を示した諸法則の総体であり、人間はこれらにしたがって行動すべき。
- ・すべての人々の意志の統一を集会的なものとするという困難な課題が解決されなければ、全体の市民社会というものは成立しない。だから実践においてかの理念を実現するために法的な状態を始めることができるのは権力だけであり、公法はこの権力の強制に基づいて、事後的に成立する。
- ・自然のメカニズムに従属するだけの実践的な知恵としての「政治」だけでなく、政治を制約する条件にまでに高める「法」の概念を考える必要がある。

【道徳的な政治家と政治的な道徳家】

「道徳的な政治家」（国家戦略の諸原理が道徳に反することのないようにつとめる政治家）と「政治的な道徳家」（道徳を政治家の利益のためにねじまげる道徳家）との概念の区別。

- ・「道徳家ぶった政治家」（あるいは「実務的な法律家」）たちは実践における経験を誇りとするが、実は彼らが実行しているのは実践（プラクシス）というよりも、策略（プラクティック）にすぎない。彼らが心にかけているのは、自分たちの個人的な利益を損なわないように、現在支配している権力に阿（おもね）り、国民を、場合によっては世界全体を犠牲にしようとするのである。

【経験にしたがうべきかと理性にしたがうべきか】

- ・経験に囚われることなく、国家体制全般についての原理にかんして、法的な概念にしたがって、原則的に判断することが求められる。

- ・理性が求めるのは、自由の原則だけにしがって合法的な形で人々を強制する手段を確立することである。このような強制によらなければ、安定した国家体制は樹立できない。
- ・みずからと他者を欺くくめくらましを暴露して、永遠平和への意図が生まれる最高の原理を明確に示すこと、そして永遠平和の前にたちはだかるすべての悪が由来する根源を示すことが大切だ。

【義務としての永遠平和】

- ・理性における二つの原理
 - ① 理性の内容的な原理（意志の任意の対象としての目的を重視する）
 - ② 理性の形式的な原理（外的な関係における自由だけに依拠して、「汝の主観的な原則が普遍的な法則となることを求める意志にしたがって行動せよ」と命じる）
- 永遠平和という目的は義務であるとしても、その義務は外的な行為における主観的な原則の形式的な原理からあらかじめ導きだされたものでなければならない。そして、道徳的な政治家にとって永遠平和はたんに自然的な善であるだけでなく、義務を承認することによって可能となる状態であり、願望の対象になっている。

【永遠平和のための正義の位置づけ】

- ・「何よりも純粋な実践理性の王国と、その正義を推進せよ。そうすれば汝の目的、すなわち永遠平和の恩恵はおのずから実現されよう。」という命題。
- 正義は、原則にしたがって定められた普遍的な意志だけによって決められる。その普遍的な意志はすべての人々の結合されたものであり、実践において一貫性を維持できるものである。自然のメカニズムにしたがって意図した結果をもたらすことができるとともに、法の概念に効力を与える原因にもなる。

【純粋な法の原理にしたがうことの意義】

- ・「正義が支配せよ、たとえ世界が悪党どもがそのために滅びるとしても」という命題。
- 悪巧みや暴力がさし示す邪悪な道をすべて途絶させようとする勇敢な法の原則である。その原則は、権力を所有する者は、だれにも認められるべき権利を拒否したり、侵害したりしてはならないことを命じている。
- ・純粋な法の原理にしたがって国内体制が確立される必要があり、あたかも一つの普遍的な国家であるかのように、国家の間の紛争を法的に仲裁する体制が、その国家を、またさらに遠くの国を結合する体制が必要だ。だから国家を樹立した国民も、たがいに競いあう諸国家も、純粋な法の原理にしたがって行動しなければならない。

付録（二）公法を成立させる条件という概念に基づいた道徳と政治の一致について

- ・公開性という普遍的な原理の意義（すべての法的な要求はこの公開性という性質をそなえている必要がある）
 - 他者の権利にかかわる行動の原則が、公開するにはふさわしくない場合には、その行動はつねに不正である。
 - 公法としての国際法概念においては、それぞれの国が自国の権利を決める意志が公開されていることを想定している。
 - いかに狡猾な政治を企てても、公開性という原理のもとではその目的を実現することはできない。
- ・戦争の防止だけを目的として諸国家が連合することが、諸国家の自由を妨げることのない唯一の法的な状態である。だから政治と道徳が合致するためには、連合的な組織が必要なのである。
- ・目的を達成するために公開を必要とするすべての原則は、法と政治に合致する。

【以上】